

Ⅳ－７－(3)

令和7年度「学校いじめ防止基本方針」

嘉麻市立稲築西義務教育学校

1 「学校のいじめ防止基本方針」の目的

学校におけるいじめの防止等（未然防止・早期発見・早期対応）の取組が、組織的かつ計画的に実施されるようにする。

※参考資料

①「いじめ防止対策推進法」第13条

2 「学校のいじめ防止基本方針」の内容

(1) 本校のいじめの問題に対する考え方

□「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為」「いじめはどの子どもにも、どの学校・どのクラスでも起こりうる」という意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚する。

□いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条から）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等の一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

□いじめが「解消している」状態とは、以下の2点であるとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。（少なくとも3カ月を目安とする）

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

□いじめの認知件数が0件であった場合は、当該事実を生徒や保護者向けに公表し、検証を仰ぎ、認知漏れがないか確認する。

□策定した学校いじめ防止基本方針については、各学校のホームページの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じ、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明する。

□指導する際には、被害者に対して、喧嘩両成敗的指導をしないようすること。

※参考資料

①「いじめ防止対策推進法」第2条、第3条

②「いじめの正確な認知に向けた教職員間での共通理解の形成及び新年度に向けた取組について」（平成28年3月18日文科科学省通知）

③「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定【最終改定 平成29年3月14日】）

④「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）

⑤福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】P3～5（平成27年3月福岡県教育委員会）

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるものである。そのために、一人の教職員が抱え込むことがないよう、学校全体が丸となって組織的・計画的に対応する。また、保護者、地域や関係機関とも日頃から情報共有するなど積極的に連携を行う。

また、本校学校教育全体を通して、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重しあえる態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養っていく。

本校の教職員についても、基本理念に則り、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関や関係者との連携を積極的に図り、学校全体で「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」に取り組むことができるよう、日々の情報交換や研修の機会を計画的に設定し、評価を行う。

(2) 組織（校内いじめ問題対策委員会）の設置
ア 構成員

組織の名称		校内いじめ問題対策委員会			
組織 の 構 成 員	教 職 員	職名等	氏 名	校内での役職名	備考
		校長	井上 剛		
		副校長	林 利治		
		教頭	石津 智子		後期
		教頭	大里 雄一郎		前期
		主幹教諭	楠原 幸太		後期
		教諭	高城 陽子		前期
		養護教諭	肘井 由美		後期
		養護教諭	寺内 奈津実		前期
		教諭	井上 邦治	生徒指導主事	後期
		教諭	山下 嬉春	生徒指導担当	前期
		※関係学年の生徒指導担当や関係学級の担任			
	外部専門家等	スクールカウンセラー	吉田玉青	本校担当の S C	
		学校支援専門員	星野博士	本校担当	嘉麻市
		学校医			※必要に応じて

イ 校内組織の役割

- ☐ 年間計画の作成、相談・通報の窓口、情報の収集・記録、いじめの判断、対応方針の決定、PDCA サイクルによるいじめ問題への取組の検証等
- ☐ 定期的な開催（月 1 回以上）
⇒ただし、生徒指導員会等を中心に、情報共有を行い、適時、早急に開催する。

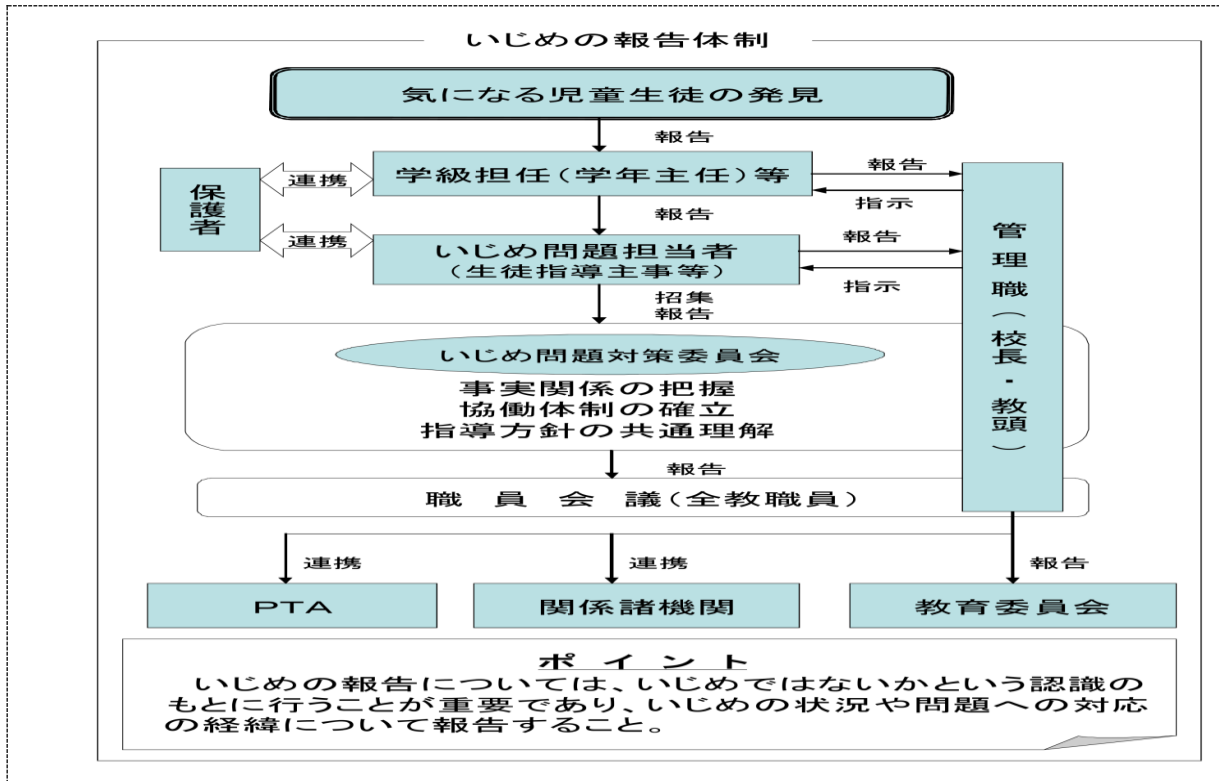
※参考資料

- ①「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定【最終改定 平成 29 年 3 月 14 日】）
- ②「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月改訂版）

(3) 関係機関との連携

- ☐ 警察への相談・通報 ☐ 嘉麻市教育委員会 ☐ 嘉麻市教育研究所
- ☐ 要保護児童対策連絡協議会 ☐ 学校警察連絡協議会 ☐ 田川児童相談所
- ☐ 市町村いじめ問題対策連絡協議会

(4) 報告体制



(5) いじめの問題に関する教員研修

- ☐ いじめの問題についての適切な認知と共通理解に関する研修（年度当初）
⇒「いじめ防止対策推進法」「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き（改訂版）」の活用
- ☐ いじめの問題に関する教職員の指導力の向上を図る研修（校内の一般研修）
- ☐ 教職員の資質を高める研修（嘉麻市教職員研修会等）

※参考資料

①福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成27年3月福岡県教育委員会 P46～50）

(6) いじめの問題への対応

ア いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童生徒にも起こりうる、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての児童生徒の尊厳が守られ、児童生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組むことが最も有効な対策になる。お互いを認め合える人間関係、学校風土を生徒自らがつくりだしていくことが、未然防止の第一歩である。

- ☐ 豊かな人間性を育む教育活動の推進（道徳教育、人権教育の推進等）
- ☐ 生徒指導の視点に立つ授業作り
- ☐ 社会性の育成に向けた取組（居場所づくり・絆づくり・自己有用感）

①豊かな人間性を育む教育活動の推進（道徳教育、人権教育の推進等）

生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係の能力の素地を養うためにすべての教育活動を通じた道徳教育、人権教育の充実を図る。また、保護者、地域住民やその他の関係者と連携を図りつつ、生徒及び保護者並びに教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発等に取り組む。

②生徒指導の視点に立つ授業づくり

学習規律に沿った一人ひとりが分かる・参加できる授業づくりの工夫を行う

③教育活動全体を通して、社会性の育成に向けた取組

全ての生徒が参加・活躍できる行事を通して、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で主体的に参加・活躍できるような集団づくりを行う。

※参考資料

- ①「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日 文部科学大臣決定【最終改定 平成 29 年 3 月 14 日】）
- ②「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和 6 年 8 月改訂版）
- ③福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成 27 年 3 月福岡県教育委員会 P11～24）
- ④「生徒指導リーフ 20」（平成 27 年 11 月、12 月 文部科学省・国立教育施策研究所）

イ いじめの早期発見の取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視することなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

- ☐ 「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」（令和 3 年 3 月福岡県教育委員会）等を活用した早期発見の取組の実施
- ☐ 「いじめに特化したアンケート簡易版」又は「学校生活アンケート」の月 1 回の実施
- ☐ 「いじめに特化した無記名アンケート」「学校生活・環境多面調査」等の学期 1 回程度の実施
- ☐ 教育相談週間の設定（学校生活アンケートに基づく全児童生徒対象の個人面談：学期 1 回程度）
- ☐ 相談ポストの設置及び活用
- ☐ 「家庭用チェックリスト」や「家庭向けリーフレット」等を活用し家庭と連携した早期発見の取組の実施

①毎月月末の生活アンケートの実施

いじめに特化した生活アンケートを実施する。また、休業明けにはすぐに生活アンケートを実施し、早期対応を行う。

②アセスを活用した教育相談の実施（後期課程）

アセスを 6 月上旬と 11 月上旬に行い、6 月下旬と 11 月下旬に実施する教育相談に活用する。その際、アセスの活用方法や教育相談の方法等の職員研修を行う。なお、前期課程は、期間を設けて、教育相談を学期 1 回は実施する。

年間計画

月	早期発見・早期対応の取組 (◇月 1 回) (◆学期 1 回程度)	学校の組織的指導体制の整備 ※週 1 回開催される生活指導委員会 ⇒校内いじめ問題対策委員会	いじめに対応する教育活動 の推進 (●年間)	評価・分析 の取組
4 月	・「いじめの定義」と「報告の在り方」の周知 ・気になる生徒を中心とした様相観察及び必要に応じての個人面談	* 校内いじめ問題対策委員会 ・「いじめの定義」と「報告の在り方」の職員研修	・学校いじめ防止基本方針の公表・周知 ・家庭訪問にあわせて「いじめ早期発見・早期対応リーフレット（家庭向け）」の配付 ●いじめを生まない教育活動の推進	
5 月	◇GW 明け「生活アンケート」 ⇒気になる生徒への個人面談	* 校内いじめ問題対策委員会 ・気になる生徒の交流のための職員会議（実態交流）		
6 月	◆いじめに特化した「生活アンケート」⇒気になる生徒への個人面談 ◆アセスによる生徒理解のための調査 ◆アセス等をもとにした教育相談週間	* 校内いじめ問題対策委員会 ・アセスの活用の仕方と教育相談についての職員研修		

7月	◇「生活アンケート」 ⇒気になる生徒への個人面談	*校内いじめ問題対策委員会	・三者懇談会での家庭でのいじめ対応についての啓発	・学校評価（第1回目）
8月	◇「生活アンケート」 ⇒休業中の生徒の動向を把握し、気になる生徒への個人面談	・SC等の専門家を招聘した研修会 ・特別支援教育の視点に立つ児童生徒理解の研修会	・長期休業明け前の気になる児童生徒への連絡等 ・教員評価の実施	・1学期の取組を評価、分析
9月	◇「生活アンケート」 ⇒気になる生徒への個人面談	*校内いじめ問題対策委員会 ・気になる生徒の交流のための職員会議		
10月	◆「いじめに特化したアンケート」 ⇒気になる生徒への個人面談	*校内いじめ問題対策委員会	・人権学習を通していじめ撲滅について考える	
11月	◇「生活アンケート」 ⇒気になる生徒への個人面談 ◆アセスによる生徒理解のための調査 ◆アセス等をもとにした教育相談週間	*校内いじめ問題対策委員会	・いじめ撲滅に向けた標語の作成	
12月	◇「生活アンケート」 ⇒気になる生徒への個人面談	*校内いじめ問題対策委員会	・三者懇談会での家庭でのいじめ対応についての啓発	・2学期の取組を評価、分析
1月	◇「生活アンケート」 ⇒休業中の生徒の動向を把握し、気になる生徒への個人面談	*校内いじめ問題対策委員会 ・気になる生徒の交流のための職員会議	・長期休業明け前の気になる児童生徒への連絡等	
2月	◆「いじめに特化したアンケート」 ⇒気になる生徒への個人面談	*校内いじめ問題対策委員会	・教員評価の実施	・学校評価（第2回目） ・年間の取組を評価・分析
3月	◇「生活アンケート」 ⇒気になる生徒への個人面談	*校内いじめ問題対策委員会		

※全学年に、情報モラル教育を実施する。（外部講師を活用）

※参考資料

- ①いじめ問題に係る取組の実施状況調査について（文書番号25教義1105号平成25年5月30日）
[いじめ問題に係る取組の実施状況調査（学校配付用）項目]
- ②「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」（令和3年3月福岡県教育委員会）
- ③「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文科科学大臣決定【最終改定 平成29年3月14日】）
- ④「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（令和6年8月改訂版）
- ⑤いじめのない学校づくり「学校いじめ防止基本方針」策定Q&A（Part3）（平成25年国立教育政策研究所）
- ⑥「生徒指導リーフ20」（平成27年11・12月 文部科学省、国立教育政策研究所）

ウ いじめへの対処の取組（ネット上のいじめを含む）

- ☐ いじめに対する基本姿勢

 - ・「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識を持つ
 - ・「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識を持つ
 - ・「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念を持つ

（1）基本方針

- ①いじめの発見・通報を受けた場合、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ②被害生徒を守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長に主眼を置き、教

育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

③全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、取り組む。

(2) いじめの発見・通報を受けたときの対応

①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせる。

②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。

③「校内いじめ問題対策委員会」に直ちに報告し、情報を共有する。

④「校内いじめ問題対策委員会」が中心になり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなど事実確認を行う。

⑤事実確認の結果は、校長が責任を持って、速やかに教育委員会に報告するとともに、被害生徒・加害生徒の保護者に報告する。

⑥いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められた時は、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署（嘉麻警察署）に通報し、適切な援助を求める。

(3) いじめられた生徒及びその保護者への支援

①いじめられている生徒から、事実関係の聴取を行う。

②生徒の個人情報の取り扱いなど、プライバシーには十分に留意して対応する。

③家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。徹底して守り通すことや守秘することなどの学校の意志を伝え、できる限りの不安を取り除く。

④複数の教職員が協働し、生徒の見守りを行うなど、生徒の安全を確保する。

⑤いじめられた生徒にとって信頼できる人（友人、家族など）と連携し、支援体制を作る。

⑥必要に応じて、ＳＣによるカウンセリングや外部の専門家の協力を得る。

(4) いじめた生徒への指導及びその保護者への助言

①いじめた生徒から、事実関係の聴取を行う。

②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、真摯に傾聴する。

③いじめがあったと確認した場合、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解を得て、保護者と連携し、適切な対応ができるよう協力を求めるとともに、保護者に対して継続的な助言を行う。

④指導に当たっては、自らの行為の責任を自覚させ、教育的配慮の下、毅然とした態度で対応する。

⑤必要に応じて、ＳＣによるカウンセリングや外部の専門家の協力を得る。

(5) その他

①学校が必要であると認めるときには、いじめた生徒について、いじめられた生徒が使用する教室以外の場所において学習を行わせるなど、いじめをうけた生徒とその他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための必要な措置を講じる。

②生徒自身に自らの行為の悪質性を理解させ、健全な人間関係を構築させることが教育上必要であると認めるときは、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に生徒に対して懲戒を加える。

③いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。学級、部活動等の関係集団全体の話し合い等を通して、いじめを許さない態度を養わせる。

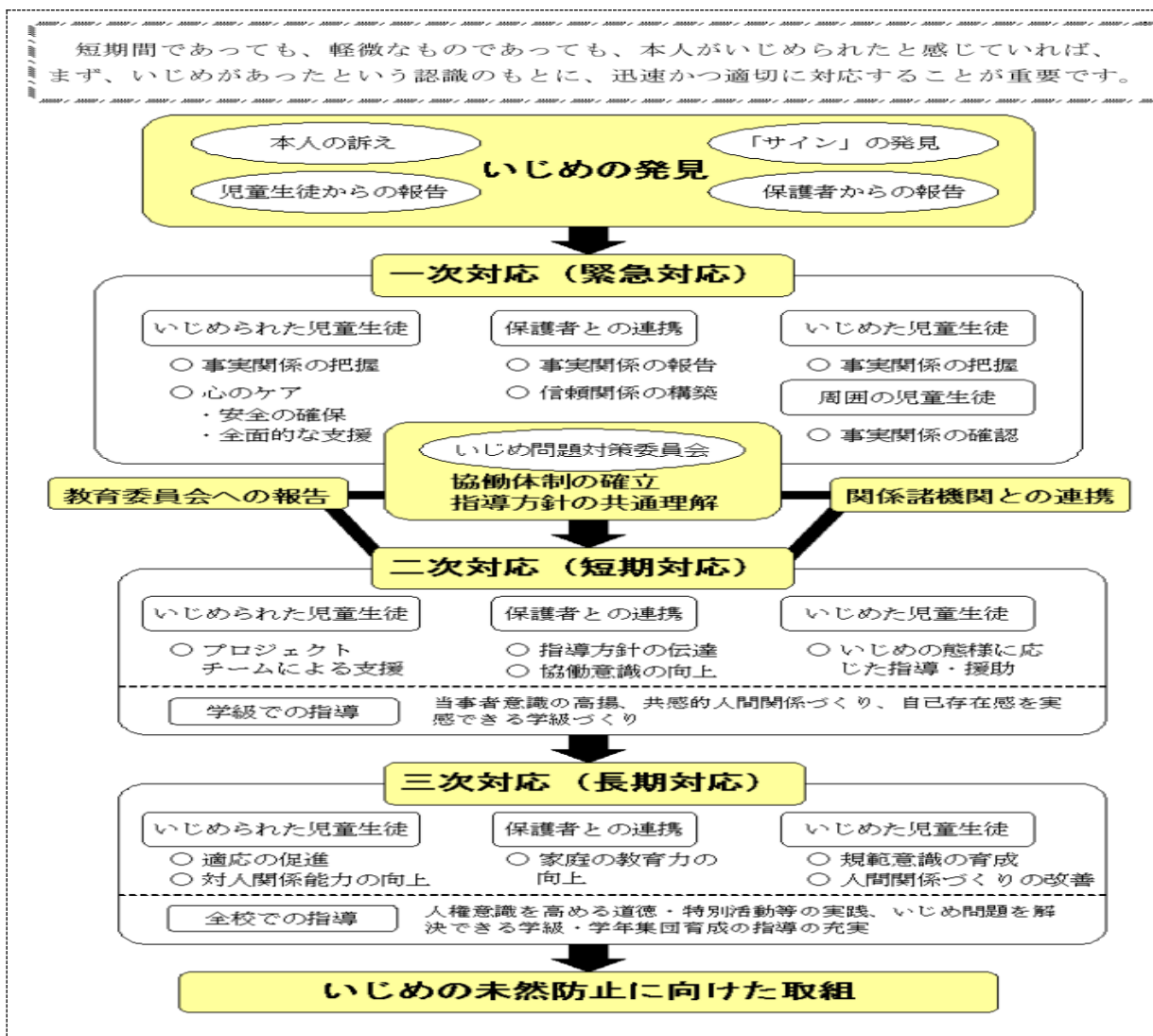
④ネット上のいじめに対しては、情報モラル教育の実施や保護者と学ぶ基本意識育成事業を活用し、未然防止を図る。

※参考資料

①「いじめの未然防止・早期発見・早期対応の手引き」（令和３年３月福岡県教育委員会）

②「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について」（令和５年２月７日文部科学省）

③「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成２９年３月１４日文部科学大臣決定 Ｐ２９～３１）



エ 重大事態への対処

□ 重大事態とは、次に掲げる場合をいう。（いじめ防止対策推進法第28条）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

※1 「生命、心身又は財産に重大な被害」とは、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。『児童生徒が自殺を企図した場合』『身体に重大な傷害を負った場合』『金品等に重大な被害を被った場合』『精神性の疾患を発症した場合』などのケースが想定される。

※2 「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、一定期間、連続して欠席している場合は、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することができる。

※3 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

（1）重大事態の発生と調査

- ① 学校は、市町村教育委員会を通じて市町村長及び県教育委員会に事態発生について報告する。

- ②学校は重大事態に対処し、当該重大事態と同種の事態発生の防止のため、速やかに「校内いじめ問題対策委員会」に当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えた組織を設け、アンケートの実施や教職員や関係者などから聞き取りを行うなど適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
- ③学校が調査を行う場合には、市町村教育委員会も調査及び情報の提供について必要な指導及び支援を行う。

(2) 調査結果の提供及び報告

- ①学校は、調査を行ったときは、調査に係るいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、調査に係る重大事態の事実関係等その後の必要な情報を適切に提供する。
- ②学校は、市町村教育委員会を通して市町村長へ調査結果について報告する。

※「重大事態の際の危機管理マニュアル」「重大事案に係る気泡公共団体の長への報告の流れ」は、別紙参照

※参考資料

- ①福岡県いじめ問題総合対策【改訂版】（平成27年3月福岡県教育委員会 P89～99）
- ②「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日文科科学大臣決定 P31～42）
- ③いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月文科科学省）

(7) ネット上のいじめ対応

- ☐ 情報モラル教育の実施（情報教育支援教員の活用）※全学年に、年間に1回実施
- ☐ 保護者と学ぶ規範意識育成事業の実施 年間に1回実施

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置をとる。
- ②インターネットやSNSを通していじめが行われた場合において、当該のいじめを受けた生徒又は保護者は、当該のいじめに係る情報の削除を求めことができ、又は発信者情報の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、関係機関（警察、法務局、地方法務局）の協力を求めることができることを伝え、事案対応を支援する。
- ③学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者への協力と啓発を行う。

(8) 教育相談体制

- ☐ 教育相談の実施（SCやSSWとの連携）
- ☐ 子どもホットライン24等の相談窓口の周知
⇒児童生徒が所有しているタブレット（カスタ）のカスタネットのコンテンツ集に「福岡県の主な相談窓口一覧」をアップロードし、第三者組織へ相談できるようにする

(9) 保護者・地域等への働きかけ

- ☐ 新入生説明会や三者懇談会等におけるいじめの問題に関する協力依頼と啓発
- ☐ いじめに特化した家庭用リーフレットやチェックリストの活用

(10) 取組状況の評価

- ☐ 学校評価・教員評価の実施
- ☐ 各月ごとのアンケートによるいじめに関わる取組について評価を実施
- ☐ 各学期の取組を評価分析

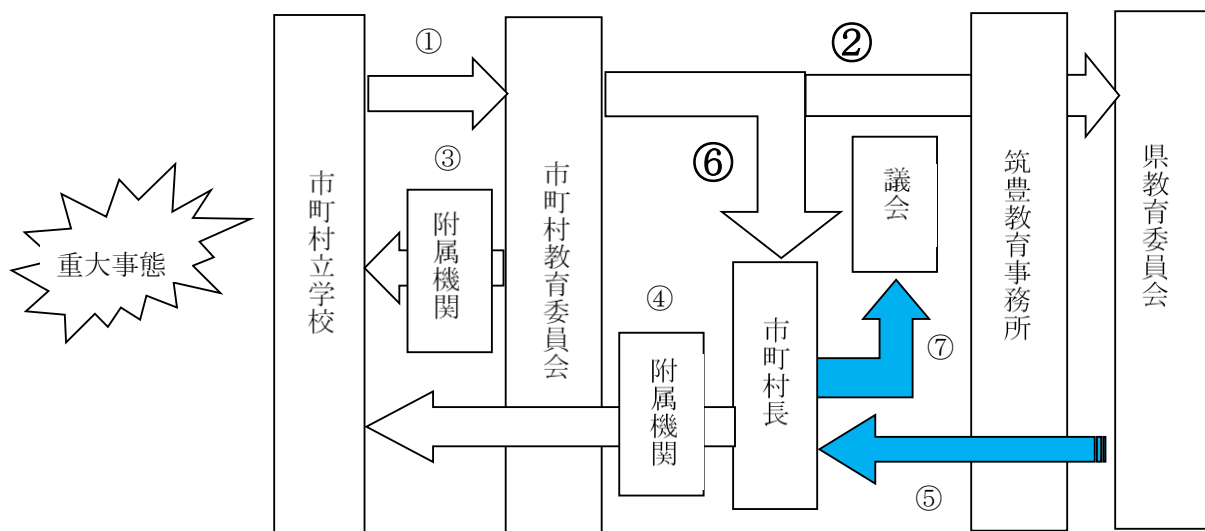
参考資料

- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」（最終改定平成29年3月14日文科科学大臣決定 P22～23）

(11) 学校評価・学校関係者評価

- ☐ 学校評価の評価項目について、いじめに関する取組の評価項目を挙げて、評価分析する。

・重大事態に係る地方公共団体の長への報告の流れ



- ① 重大事態の報告（第 23 条 2 項）
- ② 重大事態が発生した旨を地方公共団体の長に報告（第 30 条 1 項）
併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ③ 調査組織（学校の設置者もしくは学校）の決定及び調査
- ④ 必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査（第 30 条 2 項）
- ⑤ 市町村の事務の適切な処理について指導・助言又は援助（第 33 条）
- ⑥ 重大事態の調査結果を地方公共団体の長に報告（国基本方針）
併せて、県教育委員会に報告（県基本方針）
- ⑦ ④の調査を行ったときは、その結果を議会に報告（第 30 条 3 項）